

平成28年 2月16日

島根県医療費適正化計画（第2期）の進捗状況について

1 医療費適正化計画について

- 国民皆保険制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため、平成18年6月に成立した医療制度改革関連法により、都道府県は医療費適正化計画を策定することとなりました。
- 本計画は高齢者の医療の確保に関する法律に基づくもので、島根県では平成20年4月に「島根県医療費適正化計画（第1期）」を策定（計画期間：平成20年度～平成24年度）し、現在、第2期計画（計画期間：平成25年度～平成29年度）の期間中です。

2 計画の進捗状況について

- 計画の進捗状況については、これまで計画期間の中間年度及び最終年度の翌年度に、中間評価及び実績評価を行い公表してきましたが、平成27年5月の高齢者の医療の確保に関する法律の改正により、今年度から、年度ごとに進捗状況を国が示す様式により公表することとなりました。

3 進捗状況の内容について

- 第2期計画の進捗状況（H27年度）については別表のとおりです。

<公表項目>

- ・ 特定健康診査の実施率
- ・ 特定保健指導の実施率
- ・ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率
- ・ たばこ対策（喫煙率）
- ・ 平均在院日数の短縮
- ・ 医療費

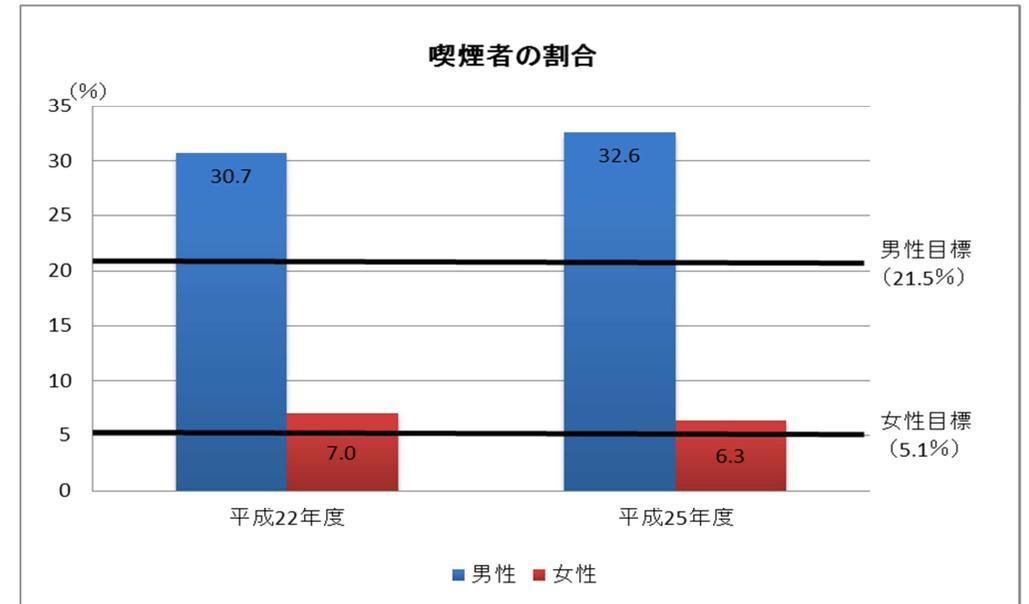
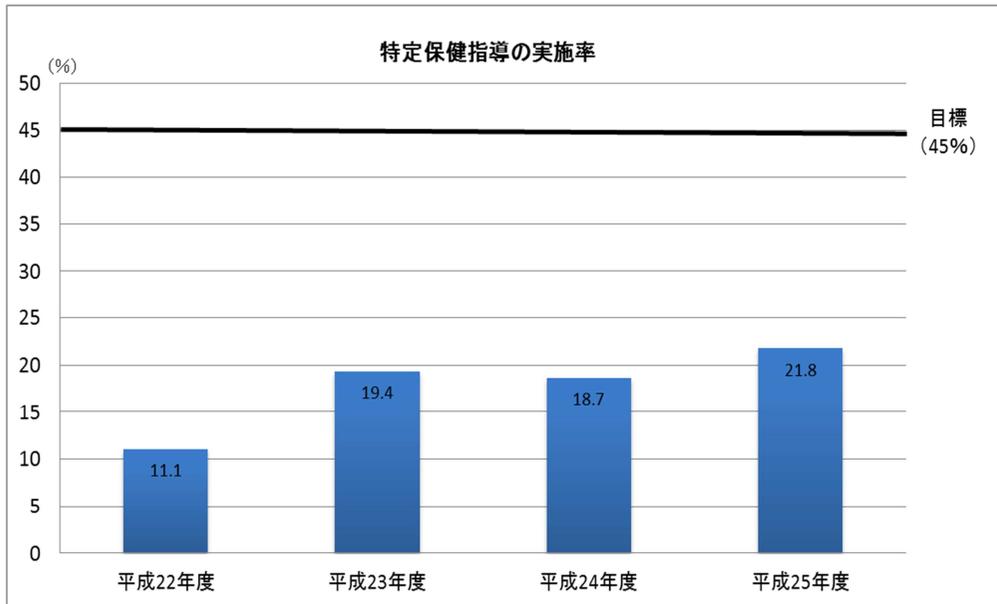
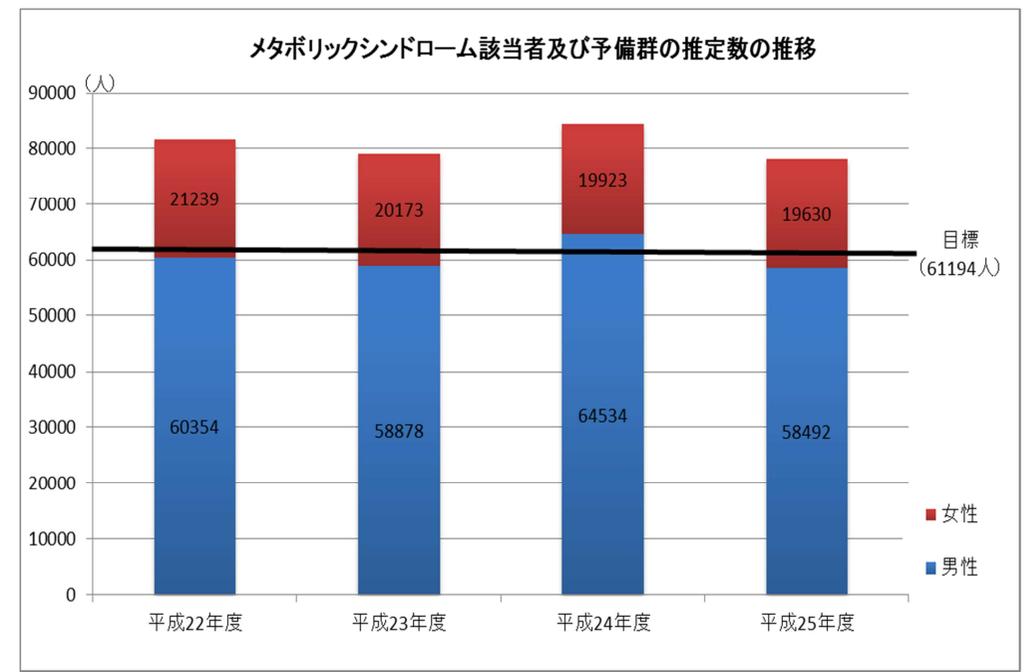
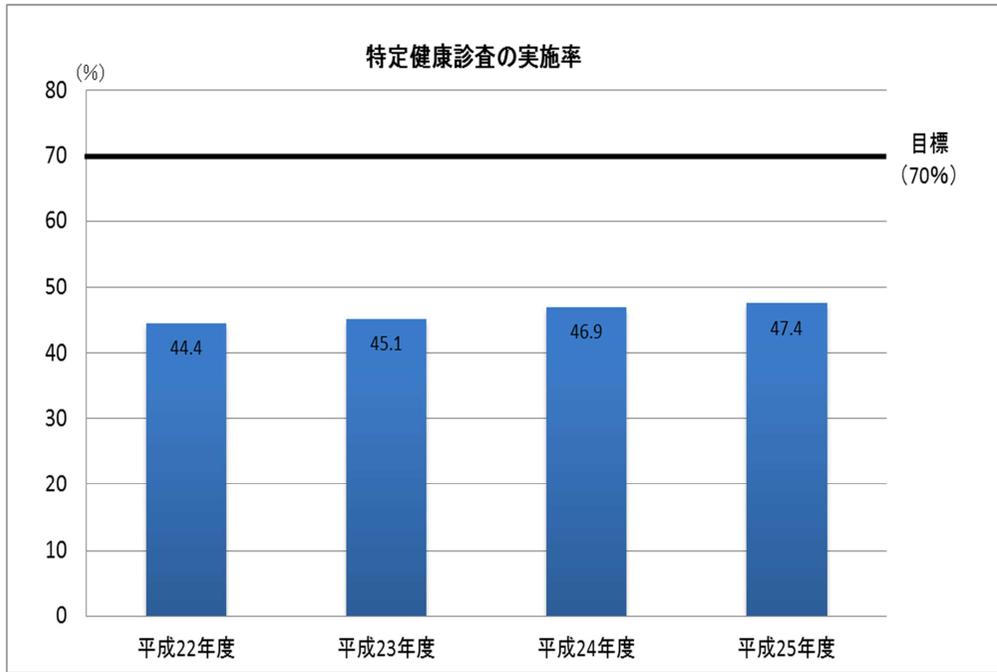
島根県医療費適正化計画(第2期)進捗状況(H27年度)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	見解	備考
住民の健康の保持の推進										(目標値)	
特定健康診査の実施率(%)		44.4	45.1	46.9	47.4	—	—	—	70.0%	各保険者による取組により、年々少しずつ実施率が伸びてきているが、H29目標達成は非常に厳しい状況。今後は保険者間において、好事例の情報共有や効果的な広報の実施など、より連携した取組を進めていく必要がある。	
特定保健指導の実施率(%)		11.1	19.4	18.7	21.8	—	—	—	45.0%	各保険者による積極的な取組により、H25実施率はH22比較で約2倍となっている。しかし、H29目標達成は非常に厳しい状況。現状として、各保険者間で実施率に大きな差が存在している。今後は、保険者の好事例について情報を共有するなど、実施率の向上に努める必要がある。	
メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率(%)※ (対22年度比)		—	2.1	-5.1	2.7	—	—	—	25.0%	数値は増減を繰り返しており、H25はH22比較でやや増加(該当者及び予備群数は減少)しているが、H29目標達成は非常に厳しい状況。特定健診、特定保健指導の実施が当減少率に確実につながるよう、課題を明確にするとともに、研修等を実施することにより指導者の質の向上を図っていく必要がある。	減少率を算出する根拠となっているメタボリックシンドローム該当者及び予備群の推定数の推移は別添グラフに示しているとおり。H22年度に比較して、H24は増加しているが、H23及びH25は減少している。
たばこ対策 (喫煙率)	男性	30.7	—	—	(32.6)	—	—	—	21.5%	未成年者の喫煙防止、受動喫煙防止、禁煙サポート、普及啓発を中心に取り組んでいる。特にH26からは薬局と連携した取組を開始するなど、取組を強化。今後も引き続き積極的な取組を行うとともに、データ分析による原因究明、対策検討などに努めていく必要がある。	H22数値は島根県健康栄養調査(1回/5年)。H25数値は国民生活基礎調査データ(成人喫煙率)を参考値として記載。
	女性	7.0	—	—	(6.3)	—	—	—	5.1%		
医療の効率的な提供の推進											
医療機能の強化・連携等を通じた平均在院日数の短縮(日)		32.8	32.1	31.5	31.1	30.2	—	—	—	—	平成29年度数値目標の設定なし
医療に要する費用の見直し											
医療費(億円)		—	2,452	2,465	2,503	—	—	—	適正化前 2,765億円 適正化後 2,743億円	これまで医療費適正化に向けた具体的な取組の推進、保険者間での情報共有などを行ってきた。H26県と協会けんぽの協定締結により、これまで以上に詳細なデータの分析が可能となった。今後も、データ分析による対策検討、好事例の情報共有を行うなど、目標達成に向けて、各保険者、関係機関がより一層連携を図っていく。	平成23年度数値は公表値、平成24年度及び平成25年度数値は国による推計値

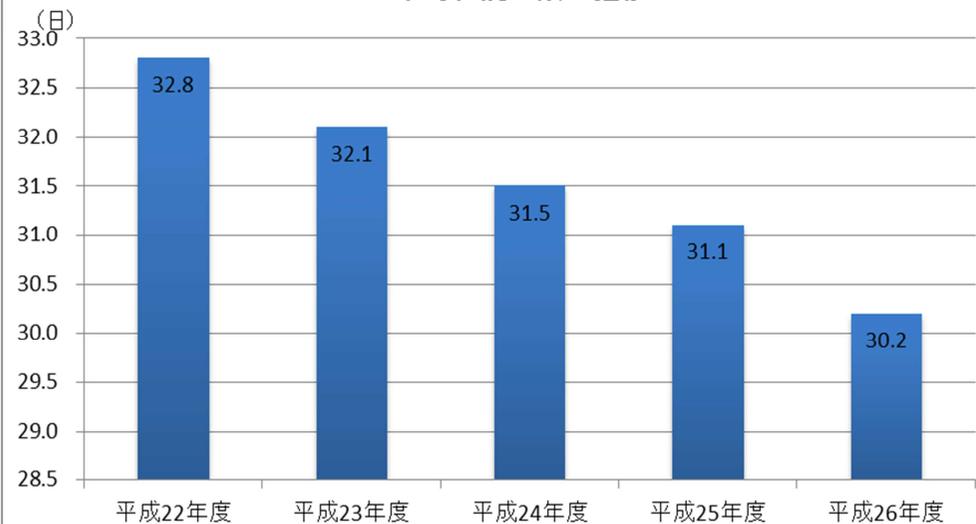
※減少率は、特定健診受診者に占めるメタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合について、H22年度比の増減を算出したもので、次の計算式により算出。

平成22年度メタボリックシンドローム該当者及び予備群推定数 - 該当年度メタボリックシンドローム該当者及び予備群推定数

$$\text{計算式} = \frac{\text{平成22年度メタボリックシンドローム該当者及び予備群推定数} - \text{該当年度メタボリックシンドローム該当者及び予備群推定数}}{\text{H22年度メタボリックシンドローム該当者及び予備群推定数}}$$



平均在院日数の推移



医療費について

